

第2次
鹿屋市男女共同参画基本計画
(中間見直し)
— 概要版 —

令和6年3月

鹿屋市

男女共同参画社会とは？

男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会（鹿屋市男女共同参画推進条例前文より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（男女共同参画社会基本法第2条）

（男女共同参画社会のイメージ図）

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済の活動の創造性が増し、**生産性が向上**
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、**個人が能力を最大限に発揮**

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、**家族のパートナーシップの強化**
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、**男性の家庭への参画**も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、**地域コミュニティ**が強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿屋市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく基本計画です。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画「女性活躍推進計画」を包含しています。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（DV防止計画）」を包含しています。
- 国の第5次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画、第2次鹿屋市総合計画、その他の関連計画と整合性を図り策定しています。

計画の期間

2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間

※令和5年度に中間見直し実施

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

男女共同参画を進めるための6つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2 社会における制度又は慣行による影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮しましょう。



3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな分野で、方針の立案・決定に共同して参画できるようにしましょう。



4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いの協力と社会の支援のもと、子育てや介護など家庭生活における役割を果たしながら、職場や地域などでの活動が行えるようにしましょう。

5 男女の性についての理解と配慮

男女がお互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重され、ともに健康な生活を営むことができるように配慮しましょう。



6 国際的協調

国際社会との協調のもとに、男女共同参画を推進しましょう。

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

※計画で使用する「男女共同参画の視点」とは、この基本理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた基本的方向について、現状・課題等を踏まえ、「参画しやすい環境づくり」「安心できる社会づくり」「人権に配慮する人づくり」と設定し、次の重点目標を掲げ施策に取り組みます。

参画しやすい環境づくり・安心できる社会づくり・人権に配慮する人づくり	重点目標	施策の方向	
	1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	<ol style="list-style-type: none"> あらゆる場における男女の参画促進 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援 	女性活躍推進計画
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ol style="list-style-type: none"> 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進 女性の能力発揮のための支援 	
	3 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備 防災の分野における男女共同参画の推進 	
	4 生涯を通じた健康支援	<ol style="list-style-type: none"> 生涯にわたる包括的な健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 	
	5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	<ol style="list-style-type: none"> 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援 	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画
6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	<ol style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 男女共同参画に関する教育・学習の推進 性の多様性についての理解促進 		

重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

女性活躍推進計画

施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

- 現状・課題 ◇家事・育児等家庭生活における女性（妻）の負担が大きい。
◇町内会等の地域コミュニティに期待される役割が大きくなる中、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行が残っている。

具体的施策

- 家庭生活における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点に立った地域づくりや、社会活動における男女共同参画の推進

施策の方向 2 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

- 現状・課題 ◇出産・育児等を理由に多くの女性が離職し、女性の就業継続が難しい。
◇一人ひとりが家庭生活での役割を果たし、仕事と生活の調和が図れる環境改善が必要である。

具体的施策

- 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
- 多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
- 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援

施策の方向 3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

- 現状・課題 ◇社会全体の働き方や労働時間の是正等については、事業所の意識改革が重要である。
◇男女が均等な機会と待遇の下で能力を發揮できる環境の整備や、固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し等、女性の活躍を促進する取組が求められている。

具体的施策

- 企業等における男性中心型労働慣行の見直し
- 企業等における女性の活躍を促進する取組の支援
- 農林水産業・商工自営業における固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し

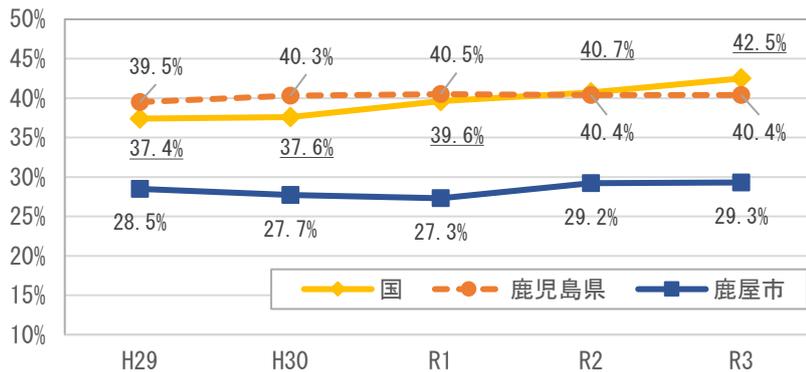
重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性活躍推進計画

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進

- 現状・課題 ◇政策・方針決定の場において女性が少ない。
◇多様な考え方や意見を市政や地域活動等に反映させることが求められている。

審議会等における女性の登用率



本市の審議会等委員に占める女性の割合は 29.3%（令和 3 年度）で、平成 29 年度より 0.8 ポイント高くなっています。

（国の審議会等における女性委員の参画状況調べ）
（地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況）

具体的施策

- 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向 2 女性の能力発揮のための支援

- 現状・課題 ◇子育て期における就業の制限又は中断が女性のキャリア形成の妨げとなっている。
◇働きまたは働こうとする女性が、個人としての能力を十分に発揮できる環境づくりが求められている。

具体的施策

- 女性の人材育成とキャリア形成支援
- 女性の就業・起業等への支援

重点目標3 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向1 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

- 現状・課題 ◇非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱えやすい人の増加がみられる。
◇生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻（離婚等）など、女性をめぐる課題が複雑・多様化、複合化している。
◇高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者、子ども・若者等は、様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい。

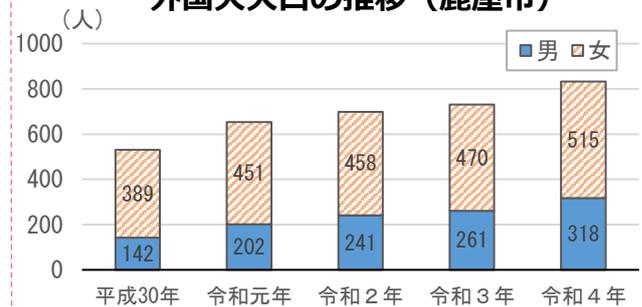
高齢化率の推移



2010年から2040年にかけて、24.7%から35.9%へ11.2%増える見込みです。

（2010年は国勢調査、2020年・2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」）

外国人人口の推移（鹿屋市）



令和4年は平成30年に比べ、全体で約1.5倍に増え、性別では、女性は約1.3倍、男性は約2.2倍となっています。

（鹿屋市）



具体的施策

- 生活上の困難に直面する女性等への支援
- 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援
- 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

施策の方向2 防災の分野における男女共同参画の推進

- 現状・課題 ◇災害後は、家庭責任が女性に集中したり、被災者支援や避難所運営にあたり男女で異なるニーズや状況が配慮されない可能性がある。
◇平常時から、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。



具体的施策

- 防災・復興体制への女性の参画拡大
- 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

重点目標4 生涯を通じた健康支援

施策の方向1 生涯にわたる包括的な健康支援

- 現状・課題 ◇女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階によって心身の状況が大きく変化するという特性がある。
- ◇男性は、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いにもかかわらず、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向がある。



具体的施策

- 生涯を通じた心身の健康支援
- 男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進

施策の方向2

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

- 現状・課題 ◇全ての人々がそれぞれの身体的特徴や性と生殖に関する事項について、違いを理解し思いやりを持って生活することが重要である。
- ◇性に関する正しい知識や情報が不足している。



具体的施策

- 性を理解・尊重するための教育・学習の推進
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つ。この中心課題には、「いつ何人子どもを産むか産まないか」を選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

重点目標5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

施策の方向1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

- 現状・課題 ◇配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等、性別に起因する暴力の被害者の多くは女性である。
- ◇暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別に起因する偏見・差別の意識等、社会的・構造的な問題がある。

具体的施策

- 性別に起因するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
- 若年層からの予防啓発の推進

施策の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

- 現状・課題 ◇配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがある人は、女性の約4人に1人。
- ◇配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人の43.0%は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にある。

具体的施策

- 被害者が安心して相談できる体制づくり
- 被害者の安全確保と自立の支援

配偶者や交際相手等からの暴力（DV・デートDV）の種類

精神的な暴力

- 大声で怒鳴る・バカにする
- 交友関係を制限する
- 無視をする
- メールなどをチェックする 等

経済的な暴力

- デート費用を全く払わない
- 外で働かせない・仕事を辞めさせる
- 生活費を渡さない
- 貯金を勝手に使う 等

身体的な暴力

- 殴る・たたく・蹴る
- 腕をつかむ・ひねる
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける 等

性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 嫌がっているのに裸等を撮影する
- 中絶を強要する 等



パープルリボン

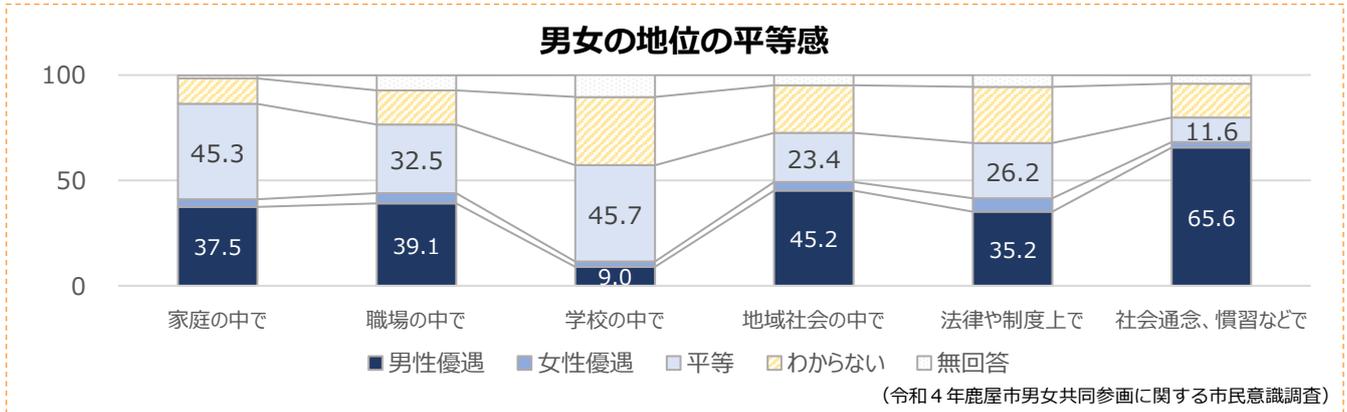
女性に対する暴力根絶運動のシンボルマーク

重点目標6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向1

固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に基づく慣行の改善

現状・課題 ◇社会の制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)によって長年にわたり形成され、人々の意識にも大きな影響を及ぼしている。



具体的施策

- 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
- 固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し

施策の方向2

男女共同参画に関する教育・学習の推進

現状・課題 ◇男女共同参画社会の実現のために必要なことについて、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習機会の充実」と回答した人の割合が過半数を占める。
◇学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画についての理解を深める必要がある。



具体的施策

- 学校における教育・学習の推進
- 家庭・職場・地域における理解の促進

施策の方向3

性の多様性についての理解促進

現状・課題 ◇性のあり方(セクシュアリティ)は様々であることが、そのことが知られていない。
(「LGBT」という言葉を知らないと回答した人 19.0%)
◇周囲において性的少数者が「いない」と回答した人が約38%いる。



具体的施策

- 性の多様性に関する啓発・理解促進

計画の数値目標

	設定項目	現状(策定時)	現状	目標値	設定計画
		H29 (2017)	R4 (2022)	R10 (2028)	
1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	72.7%	100%	
2	「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 ^{※1}	51.0%	75.9%	100%	
3	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	56.5%	65%	
4	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男性 47.1% 女性 47.8%	男性 50% 女性 50%	
5	市の男性職員の育児休業の一週間以上の取得率 ^{※2}	0.0%	18.8%	85% R7(2025)	女活 特定
6	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率(取得者数の割合) ^{※2}	81.0%	92.9%	100% R7(2025)	女活 特定
7	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	30.5%	35.0%	
8	市の管理的地位(係長相当職以上)に占める女性の割合 ^{※1※2}	—	13.3% ※R5(2023)	20%以上 R7(2025)	女活
9	DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	48.4%	43.0%	40%	
10	男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	6人	

(注)項番1, 2について、「用語を知っている」には「聞いたことがある」も含まれます。

※1 中間見直しに伴い設置された項目

※2 他の計画に位置付けられた数値目標を本計画において設定。当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。

- ・女活 鹿屋市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
(第2期計画期間：R2～R7)
- ・特定 鹿屋市役所特定事業主行動計画(第4期計画期間：R2～R6)



「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター(DV相談・支援機関)」のご案内

相談無料、秘密は守ります。相談から自立支援、法的措置など、DV被害者に対して総合的な支援を行います。



0994(31)1171

一般相談(電話相談、来所相談)

月～金 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)

※来所相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

- 緊急の場合は、110番へ!
- 一人で悩まずに、ぜひ相談してください。
- 他の相談機関は、市ホームページをご覧ください。

用語解説

用語	解説
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第5次男女共同参画基本計画から) (例)「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(国第5次男女共同参画基本計画から) (例)「家事・育児は女性がするべきだ」、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」、「男性なら残業や休日出勤をするのは当たり前だ」等
DV (配偶者等からの暴力)	ドメスティック・バイオレンスの略。 配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。 暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。 これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くある。
デートDV (交際相手からの暴力)	交際相手からふるわれる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。 配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
性的少数者	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人など、性的指向や性自認等に関してのあり方が多数派とは異なるとされる人々のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的マイノリティ」ともいう。 「LGBT」は性的少数者の総称の一つで、女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、心と体の性が一致しない人(Transgender)という単語の頭文字からなる表現。

発行

鹿児島県 鹿屋市

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

市民生活部 市民課 男女共同参画推進室

TEL 0994-43-2111

E-mail danijo@city.kanoya.lg.jp